

令和7年度 しまね脱炭素加速化事業高効率省エネ設備導入補助金 FAQ
(よくあるご質問)

島根県中小企業団体中央会

1. 補助金制度に関すること

問1-1 この間接補助金の目的は。

- 2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県内の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業者等が実施する高効率省エネ設備の導入を支援することで、産業振興につながる温暖化対策の加速化を図ることを目的としています。

問1-2 補助金の書類提出・問い合わせ先は。

- 本補助金の書類提出・問い合わせ先は以下のとおりです。
【書類提出・問い合わせ先】
〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4（商工会館4階）
島根県中小企業団体中央会 連携支援課
TEL:0852-21-4809
※書類は郵送又は宅配便による提出のみ受け付けます。詳細は島根県中小企業団体中央会ホームページをご確認ください。

問1-3 国や市町村の補助金との併用が可能か。

- 補助対象が重複する国（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）の補助金や国費が財源となっている市町村の補助金を併用することはできません。

2. 補助対象者に関すること

問2-1 補助金の対象となる者は。

- 本間接補助金の対象者は、交付要綱の別表1に定める者であって、次の①～③の要件をすべて満たす者とする。（交付要綱第4条第1項）

【交付要綱 別表 1】

要件
・第3条第2号に定める中小企業者等に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者 オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- ① しまねストップ温暖化宣言事業者であること。
- ② 島根県税の未納の徴収金がないこと。
- ③ 役員及び経営に実質的に関与する者が暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

問2-2 中小企業者等とは。

- 「中小企業者等」とは、次に掲げる者であつて、島根県内に主たる事業所を有する者という。（交付要綱第3条第1項第2号）
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者（以下、「中小企業者」という。）
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
- ウ 医療法（昭和23年法律205号）第39条に規定する法人
- エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
- オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人（ただし、社団構成員の2分の1以上が中小企業者である者に限る。）
- キ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合など、特別法の規定に基づき設立された協同組合
- ク 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

3. 高効率省エネ設備に関すること

問3-1 交付申請時に添付する書類として「従来の機器に対し30%以上の省CO2効果が得られることが確認できる書類」とあるが、具体的に何を提出すればよいか。

- 環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)」等を活用し、設備導入による二酸化炭素削減効果を算定してください。
- この他、明確な根拠が示され妥当性が認められる方法で算定することも可能です。

問3-2 高効率照明機器を導入する上での注意点は。

- 調光制御機能を有し、固有エネルギー消費効率(1m/W)の基準値(光源色が昼光色・昼白色・白色:100以上、光源色が温白色・電球色:50以上)を満たしているLEDのみが交付対象となります。
調光制御機能を有するLEDとは、以下のいずれかの機能を有するLEDのことを指します
 - ① スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能)
 - ② 明るさセンサによる制御(明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する)
 - ③ 在/不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)

問3-3 既存設備の撤去等に係る費用は補助対象となるか。

- 既存設備の撤去等に係る費用は本補助金の対象外です。

問3-4 設備を新たに導入する場合は補助対象となるか。

- 補助対象となります。
- 新たに導入する場合は、過去に導入実績のある冷暖房設備と比較してCO2削減効果を算定してください。

問3-5 一事業者が別の場所に複数の事業所をもつ場合、複数回にわたる申請は可能か。

- 一事業者につき同一年度1回限りとしています。
- 1回の申請で複数の事業所をまとめて申請することは可能です。なお、その場合も補助

上限は500万円となります。

問 3－6 一度に複数台導入する場合における省 CO2 効果の考え方は。

- 同様の設備を複数台導入する場合は、従来設備 1 台分に対して導入設備 1 台分の省CO2 効果を算定してください。なお、導入設備のメーカーがそれぞれ異なるなど更新条件に相違がある場合は、それぞれ省CO2効果を算定してください。

問 3－7 コージェネレーションシステムについて、家庭燃料用電池（エネファーム）も補助対象になるか。

- 補助対象となります。

4. 交付申請関係

問 4－1 交付申請書の提出期限はいつまでか。

○ 以下の公募期間内で申請受付を行い、期間内に申請があった補助対象事業から、交付要綱第 7 条各号に掲げる事項も総合的に勘案し、予算の範囲内で交付を決定します。

【公募期間】

1 次公募：公募受付終了

2 次公募：公募開始日～令和 7 年 7 月 2 5 日（金）17:00 必着

3 次公募：順次

※ 2 次公募において予算の上限に達した場合は実施しない場合があります。

問 4－2 補助金の交付はどのように決定されるのか。

○ 補助金の交付は、補助事業の要件（交付要綱第 5 条）を満たすものであることに加え、交付要綱第 7 条各号に掲げる事項も総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。

【交付要綱第 7 条各号】

- (1) 本事業による CO2削減の効果が高いこと。
- (2) 本事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (3) 本事業の実施にあたり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。
- (4) 省エネルギー診断を受けて、自社の CO2排出源の特徴等を把握していること。
- (5) エコアクション21や ISO14001を取得し、環境配慮型経営に取り組んでいること。
- (6) エネルギー量や CO2の削減対策に関する実施計画を策定していること。
- (7) 再生可能エネルギー由来の電力を使用又は調達していること。
- (8) 再生可能エネルギー由来の電力を県内に本店を有する小売電気事業者から調達していること。

問 4－3 交付要綱第 7 条各号の事項を全て満たす必要があるのか。

○ 交付要綱第 7 条各号に掲げる事項を満たしていなくても、本補助金の交付申請は可能です。

5. 実績報告関係

問 5－1 どのような状態であれば補助事業の完了となるのか。

- 次に掲げる事項すべての完了をもって、事業の完了とします。
 - ①高効率省エネ設備の設置が完了し、稼働している又は稼働できる状態になっている。
 - ②補助事業に係る工事請負契約の全額精算

問 5－2 実績報告書の提出期限は。

- 補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は令和 7 年 2 月 5 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第10号）に交付要綱別表 5 に掲げる書類を添えて提出する必要があります。（交付要綱第13条第 1 項）

本 FAQ は、島根県監督のもと作成しています。なお、予告なく変更（修正・追加・削除等）する場合がありますのでご了承ください。

その他ご不明な点につきましては、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL:0852-21-4809